

令和2年度 第1回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	令和2年6月12日 県庁11階第1・2会議室	
出席者氏名	島袋秀勝 下里哲弘 川崎和治 橋本俊作 中村真也 上原道子 三刀屋淳 武元奈美 友利清和	
審議対象期間	令和元年12月1日 ~ 令和2年3月31日	
再苦情処理件数	件数 0件	
入札審議内容及び件数	建設工事	建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務
	総件数 220件	総件数 81件
①一般競争入札	85件	15件
②総合評価	36件	21件
③指名競争入札	66件	41件
④随意契約	33件	4件
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり (総質問件数 10件)	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	
その他の意見	特になし	

※抽出案件:別紙参照

(資料3)

令和2年度第1回 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会
抽出事案一覧表

	工事名	工事種別	入札方式	入札(開札)日	入札 (見積) 参加者数	予定価格 (税込・円)	調査基準価格・ 最低制限価格 (税込・円)	落札価格 (税込・円)	落札者	落札率	担当部署
①	浦添工業高校Bブロック法面对策工事(R1)	土木一式工事	一般競争入札	R1.12.23	18	162,371,000	148,097,269	148,181,000	南洋土建(株)	91.2	教育庁 施設課
②	首里高校普通教室棟改築工事(建築3工区)	建築一式工事	一般競争入札	R1.12.20	3	389,730,000	370,434,780	380,600,000	(株)明成建設・(株)國 興建設特定建設工事 共同企業体	97.6	土木建築部 施設建築課
③	中央家畜保健衛生所新築工事(建築2工区)	建築一式工事	一般競争入札	R2.1.23	7	407,660,000	389,363,547	395,076,000	前田建設(株)・(株)嶺 建設特定建設工事共 同企業体	96.9	土木建築部 施設建築課
④	県営大謝名団地建替工事(第3期・建築4工区)	建築一式工事	一般競争入札	R2.2.27	20	399,850,000	380,176,826	382,081,700	(株)東開発・北部造園 土木(株)特定建設工 事共同企業体	95.5	土木建築部 施設建築課
⑤	県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その3)	土木一式工事	総合評価方式	R2.3.11	6	457,831,000	423,376,720	425,700,000	オリエンタル白石(株)・ 丸元建設特定建設工 事共同企業体	93.0	土木建築部 中部土木事務所
⑥	東風平大橋補修工事(R1-2)	土木一式工事	総合評価方式	R2.1.17	20	364,232,000	333,326,706	336,215,000	(株)屋部土建	92.3	土木建築部 道路管理課

	業務名	業務種別	入札方式	入札(開札)日	入札 (見積) 参加者数	予定価格 (税込・円)	調査基準価格・ 最低制限価格 (税込・円)	落札価格 (税込・円)	落札者	落札率	担当部署
⑦	中城湾港(泡瀬地区)環境監視調査業務委託(R2)	調査関係コン サル	指名競争入札	R2.3.19	7	62,953,000	—	62,040,000	(株)イーエーシー	98.5	土木建築部 中部土木事務所

※ 今回の抽出事案件数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、案件数を絞り込み7件とした。

令和2年度 第1回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
<p>Q 1 案件①「浦添工業高校 Bブロック法面対策工事(R1)」と案件②「首里高校普通教室棟改築工事(建築3工区)」の担当部局が違うのはなぜか。</p>	<p>A 1 土木建築部施設建築課所掌は県有施設の建築工事となっている。そのため、首里高校など県立学校の建築物は施設建築課で工事を行い、それ以外の建築工事でないものは各部署で行うこととなっている。</p>
<p>Q 2 案件②について。要件として「原則として、本工事に係る設計業務等の受託者、または当該受託者と資本、もしくは人事面において関連がある建設業者ではないこと」とあるが、これの確認はどのように行っているか。</p>	<p>A 2 この建物を設計した設計者と同一人物、縁故関係、もしくは資本が同じでないかどうかを不正防止の観点から確認するものである。 本件は事後審査方式であるので、落札予定者となった段階で確認している。</p>
<p>Q 3 案件②、案件③「中央家畜保健衛生所新築工事(建築2工区)」案件④「県営大謝名団地建替工事(第3期・建築4工区)」について。入札参加資格設定の経緯及び理由に「3億円以上、2社JV」としているが、どのようにして決めているのか。総合的な判断か、要領等があるのか。明確にしてほしい。</p>	<p>A 3 「沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領」第4条 2)により、建築一式工事は3億円以上からJVとして発注できることになっている。同要領第5条に構成員の記載があり、最上位等級同士又は最上位等級とその下の等級の組み合わせとすることになっている。なお、土木建築部で設定している審査区分一覧表で3億円以上10億円未満は2社、10億円以上は3社JVと定めている。 また、発注課で技術審査会を行い、部の審査会である一般競争入札参加資格委員会で改めて設定内容について確認している。</p>
<p>Q 4 案件②について。同じ場所への建替とのことで</p>	<p>A 4 今回の工事は、既設の校舎の場所以外の運動場に校舎を建て、移転した後に旧校舎の解体工事を行うこと</p>

あるが、解体工事は今回の落札金額に含まれているのか。

Q 5

案件⑤「県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その3）」について。

評価基準の中で、施工計画の配点と評価について具体的に聞きたい。どういった点を優れていると評価するのか。相対評価なのか、それとも基準があるのか

Q 6

案件⑤について。参加資格要件で経審総合判定1,200点以上とあるが、どういうものか。1,200点というのは基準があるのか、入札委員会などで決めるのか。

Q 7

案件⑤、⑥「東風平大橋補修工事（R1-2）」について。総合評価方式における配点を決める際と落札決定しようとするときの学識経験者の意見聴取は行っているか。

Q 8

学識経験者の人数及び定義はどのようになって

になっている。今回の工事に解体費用は含まれておらず、別で発注する。

A 5

相対的な評価ではなく、提出された資料で評価している。本件においては、例えば油漏れの対策についてオイルパン、オイルフェンスなど具体性のある対策をキーワード化し、その記載があるものは2点、その対策に効力があると評価するものは4点、評価しないものは0点というように差別化している。

A 6

1,200点という点数は、経営事項審査における点数となっている。入札参加資格名簿登載の期間それぞれの企業の点数となる。

案件⑤で今回1,200点と設定したのは、全国でPC連続桁橋の施工実績について元請けで施工した業者を調査したところ、1,200点を超える業者であったことから、高得点の業者が必要であると判断し設定した。

1,200点にするか、何点にするかは各執行機関で案件毎に設定し技術審査会及び一般競争入札参加資格委員会で決定する。

A 7

配点を決める際と落札者を決定しようとする際に学識経験者の意見聴取をしている。今回は配点を決める際の学識経験者の意見により、落札者を決定しようとするときの意見聴取は不要となっている。

A 8

学識経験者の人数は2名で、国の指針では難しい工事であれば、大学の先生などに依頼することもあるが、

いるか。

今回のような一般的な橋梁工事などであれば、国の出先機関の副所長などに依頼できる仕組みになっている。

Q 9

指名停止に関して、国税事務所から告発されたことで指名停止としているが、告発をもって停止ということによいか。

A 9

指名停止措置要領別表第2第13号における「不正又は不誠実な行為」について、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の解釈及び運用について」の8(3)において、「県内において脱税により税務当局から告発された場合」と規定している。

Q10

宮古土木事務所の指名停止が2件あり、いずれも契約期間を超過したものであるが、工期の延長等での対応はなかったのか。他に要因があったのか。

A10

工期の延長については、受発注者間で協議はされており、その上で、受注者で契約上の工期が守られる状況ではなかったためである。

以上